

令和 7 年 9 月 3 日
清掃・リサイクル部
砧 清 掃 事 務 所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和 7 年 3 月 1 4 日 (金) 午前 8 時 5 3 分頃 (天候 : 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区 (以下「甲」という) 砧清掃事務所の職員が、ごみの収集作業を行うため、事故発生場所を通過する際、建物から出てきた相手方 (以下「乙」という) の自転車と、清掃車両の左後輪タイヤが接触し、乙はバランスを崩して地面に転倒した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額

1 2 0, 5 6 6 円
(自動車保険により全額補てんされる。)
(内訳)
人身損害に係る金額 9 2, 5 6 6 円
物件損害に係る金額 2 8, 0 0 0 円

3 専決処分日

令和 7 年 7 月 3 1 日